

2 出願資格

本学に出願できる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ本学の指定した平成17年度大学入試センター試験の受験を要する教科・科目を受験した者としてします。

ただし、専門高校・総合学科卒業生選抜、特別選抜（推薦入学、帰国子女、社会人、私費外国人留学生）については、別の出願資格（21～51ページ参照）によります。

(1) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）を卒業した者及び平成17年3月までに卒業見込みの者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び平成17年3月までに修了見込みの者

(3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条の規定により高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び平成17年3月31日までにこれに該当する見込みの者

これらの者は、次のとおりです。

- ① 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者及び平成17年3月31日までに修了見込みの者又はこれらに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- ② 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び平成17年3月31日までに修了見込みの者
- ③ 文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第47号）
- ④ 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者及び平成17年3月31日までに合格見込みの者
- ⑤ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第56条第2項の規定により大学に入学した者で、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- ⑥ 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で18歳に達したもの

3 入学者選抜の方法

入学者の選抜は、次の方法によって実施します。

なお、本学の平成17年度入学者選抜においては、大学入試センター試験の前年度成績利用は行いません。

A 一般選抜

大学入試センター試験、個別学力検査等及び調査書の結果を総合して行います。

個別学力検査等は、前期日程（文学部、教育学部、法学部、経済学部、理学部、医学部、歯学部、薬学部、工学部、環境理工学部、農学部）、後期日程（前期日程と同一学部）で行います。

B 専門高校・総合学科卒業生選抜

21ページの(3)によります。

C 特別選抜

[推薦入学]

22ページから34ページの(4)のア～スによります。

[帰国子女]

35ページから42ページの(5)のア～クによります。

[社会人]

43ページから47ページの(6)のア～オによります。

[私費外国人留学生]

48ページの(7)によります。